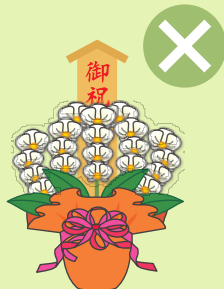


「三ない運動」をご存じですか？

政治家の寄附は禁止（贈らない）！
政治家の寄附を求めない！ 受け取らない！**政治家の寄附は禁止！
有権者が政治家に寄附を
求めることも禁止！**年末年始はお歳暮やお年賀など、
何かと贈り物をする機会の多いシー
ズです。そこで、この機会に皆さまに改め
てご理解いただきたいのが、きれ
いな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す
「三ない運動」（贈らない、求めない、
受け取らない）です。政治家が選挙区内の人にお金や物
を贈ることはもちろん、有権者が政
治家に寄附や贈り物を求めることも、
公職選挙法により**禁止**されています。
皆さま一人ひとりが寄附禁止の
ルールを守って、明るく選挙を実現
しましょう。

政治家の寄附禁止の対象例

落成式・開店祝などの祝花、
葬儀の供花、病気見舞いなど

お歳暮・お年賀など

結婚祝[※]、香典[※]、卒業祝、
入学祝などお祭りへの寄附・差し入れ、町
内会の集会・旅行などの催物へ
の寸志・飲食物の差し入れ※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、
罰則が適用されない場合があります。

次の行為が禁止されています

【平時より禁止されるもの】

●政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、
その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止
されています。また、政治家以外の者が政治家の名義
の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

●政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも
禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家
の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をす
ると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁
止されており、威迫して求めると処罰されます。

●政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙
区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏
名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止され
ており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

●政治家の後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内
にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる
行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時
期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

【選挙に関して行うことが禁止されるもの】

●政治家の氏名等を冠した団体の寄附の禁止

政治家の氏名が表示されたり、氏名が類推されるよう
な名称が表示されている団体が、選挙に関し、選挙区
内にある者に対して寄附をすることは、名義のいかんに関
わらず、罰則をもって禁止されています。

●請負等の契約の当事者の寄附の禁止

国、地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契
約の当事者がそれぞれの選挙に関して寄附をすることや、
これらの者からそれぞれの選挙に関して寄附を受けるこ
とは、罰則をもって禁止されています。

【その他、禁止されている行為】

- 政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞などのあいさつ状（電報なども含む）を出すことは禁止されています。
- 政治家や政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、主として挨拶を目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。

総務省
ホームページ

なるほど！選挙「寄附の禁止」

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html

※詳細はお近くの選挙管理委員会までお問い合わせください。

